

平成30年度
津山市農業委員会
(10月定例会議事録)

平成30年10月10日(水) 14時00分～
津山市役所 2F 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(15名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎 | 2. 太田 裕恭 | 4. 井家上 淑子 | 5. 小串 典介 |
| 6. 竹内 隆一 | 8. 小島 仁太郎 | 9. 岡田 成子 | 11. 山下 英男 |
| 12. 三谷 智子 | 13. 仁木 紹祐 | 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 |
| 16. 植本 幸男 | 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 | |

欠席委員(4名)

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 3. 池田 幸正 | 7. 尾島 宏明 | 10. 松尾 治 | 19. 大塚 毅 |
|----------|----------|----------|----------|

事務局(9名)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 松岡 局長 | 宮野 次長 | 藤原 主任 | 杉井 主事 |
| 都井 主事 | 流郷 主査 | 小椋 主任 | 大澤 主任 |
| 阿部 主査 | | | |

議 事

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第47号 非農地証明願承認について

議案第48号 農用地利用集積計画の承認について

議案第49号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）

議案第50号 津山市農政審議会委員の推薦について

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

- 事務局 局長 失礼します。只今から、平成30年10月の津山市農業委員会定例会を開会いたします。本日は、委員19名中、15名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立いたします。なお、3番池田委員、7番尾島委員、19番大塚委員から欠席の連絡を頂いております。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。
- 日笠会長 はい。皆さん足元の悪い中、ご苦労さまでございます。稲刈りが続いていると思いますが、天候も悪いので身体には十分気を付けてされて下さい。今日の審議が速やかに進みますよう格段のご配慮をお願いします。それでは運営委員長さんから運営委員会の報告をお願いします。
- 山下委員 失礼します。先ほど行われました、第6回運営委員会について、私から報告をさせて頂きます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてと、勧告をした後の対応について、来年度の定例会の申請締切日の変更について、事務局から報告並びに相談を受けております。個々の案件についてはその都度、事務局から説明がありますので、よろしく申し上げます。以上、運営委員会の報告とさせていただきます。
- 日笠会長 はい、ありがとうございました。議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。18番大山委員さんと、4番井家上委員さん、宜しくお願いします。それでは議事に入ります。
- 事務局（津山） 議案第44号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
- 事務局（津山） 失礼します。議案第44号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、加茂地区から1件、勝北地区から2件、合計4件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
- 1-1についてですが、勝部の62歳の男性から、初保の49歳農業を営む女性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。
- 津山地区の説明は以上です。
- 日笠会長 はい、ありがとうございました。続いて加茂。
- 事務局（加茂） 続きまして、加茂地区の説明をいたします。
- 2-1番、加茂町小中原の69歳、無職の女性から、加茂町桑原の69歳、農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。
- 加茂地区からの説明は以上です。
- 日笠会長 はい、ありがとうございました。続いて勝北。
- 事務局（勝北） 続きまして、勝北地区の説明をいたします。
- 4-1についてですが、宍粟市の64歳女性から、市場の63歳農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」に該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。
- 続きまして、4-2についてです。神戸市の70歳男性外1名から、上村の65歳社員の男性への増反による所有権移転です。鏡野町農業委員会発行の耕作面積証明が添付されており、同農業委員会に問い合わせたところ、適正に耕作されているとの報告を受けています。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」に該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第44号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明をお願いします。

大山委員 はい、1区の大山です。1-1についてですが、譲受人が以前持っていた田で、先祖から譲り受けてきた土地を手放してしまうのは忍びないということで、何とか買い戻したいという申請です。現在は何も植えておりませんが、水稻をしたり、柿と栗を脇に植えると聞いております。この方の養子のご主人が、忙しい時は仕事を休んで手伝いますということで、問題ないと感じております。

日笠会長 ありがとうございます。加茂。

竹内委員 はい、竹内です。2-1、畑の状態も特に問題ありませんし、子どもさんもしっかり農業されておりますので、よろしくをお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございます。次、勝北。

岡田委員 9番岡田です。4-1ですが、尾島委員から支障ないと聞いております。よろしくをお願いします。

日笠会長 4-2、こちらも松尾委員から支障ありませんと聞いております。よろしくをお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございます。今、議案第44号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さん承認もらえますか。

* はい。

日笠会長 はい。賛成の方は挙手でお願いします。

* < 多数、挙手 >

日笠会長 はい、賛成多数ということでありがとうございます。議案第45号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） それでは、議案第45号の説明をいたします。今回、津山地区から2件のみの申請です。議案書のページは3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・下高倉西の田、963㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力42.8kw程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、京都市にお住まいの70歳の主婦の女性です。遠方に居住しているため管理が困難な申請地を、老後の生活を考えて、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び既存法面に種子を植えて法面保護を行い、雨水排水については、フリームを設けて既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。下高倉2区町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないことから転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、以前に転用許可申請が出され、設備認定された人物が本人ではなかったことから不許可となっておりましたが、7月に不許可となった2筆の内、1筆について名義変更が完了したとして転用申請し許可を受け、この度は残りの1筆について名義変更が完了したとして申請したのですが、現地調査したところ、7月に許可を受けた事業について未だ未着工であったため、理由書の提出を受けております。理由書を読ませていただきます。< 理由書読み上げ > 以上です。

続きまして、1-2番・横山の畑、348㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、大谷にお住いの58歳団体職員の女性です。現在、夫が経営する運送会社の駐車場が不足しており、会社近くの土地を賃貸して車輛置場としていることから、申請地を露天駐車場として無償で貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については既存の石積み及びU字溝により対処し、雨水排水については、敷地内周に排水路を設けて既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西横山町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けて

おります。他に代替地も無いとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第45号の説明は以上です。

日笠委員長 はい、ありがとうございました。

高山委員 15番高山です。1-1について説明します。先般4日に現地調査をしてきました。市道を隔てて先日転用許可を取ったソーラー発電の場所があります。まだ何もされていませんが、確かにしますということで、この土地も竹藪が生えてしまっていますがソーラー用地として管理するというので、問題ないと思います。

日笠会長 はい、次は私から説明します。これは周辺に農地が無く、民家ばかりなので問題ないを見て帰りました。

はい、では議案第45号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

* ありません。

日笠会長 それでは、賛成の方は挙手をお願いします。

* < 多数、挙手 >

日笠会長 はい、賛成多数ということでありありがとうございます。

議案第46号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） それでは、議案第46号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転11件、使用貸借権設定1件、加茂地区から所有権移転1件、勝北地区から所有権移転1件、使用貸借権設定1件、久米地区から所有権移転1件の計16件の申請です。議案書のページは、4ページから8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・上河原の田、524㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、住宅展示場で、施設の概要は木造平屋建て全高3m程度と木造2階建て全高8m程度のモデルハウス2棟です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設けて既存の水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・山北の畑、792.61㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、コインパーキングです。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額800万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、既存水路と新設するコンクリートブロックにより対処し、雨水排水については、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。山北一区町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・小原の田、2,523㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地11区画及び進入路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び既存水路により対処し、雨水排水については、既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種

農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1－4番・志戸部の畑、334㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、志戸部にお住いの45歳林業の男性です。自宅近くの申請地を露天駐車場として造成し、現在現場で使用、保管している重機やユンボ、運搬用車両を置くため転用するものです。転用にあたり、境界部分については旧地盤肩からステップを設けて安定勾配で盛土をし、雨水排水については、既存の素掘り水路に集め、溜桝を通じて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。志戸部農家組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1－5番・院庄の田、499㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.7m程度の居宅1棟と倉庫1棟で、建蔽率は24%です。転用事業者は、院庄にお住いの26歳会社員の男性です。現在、親と同居していますが、結婚を機に、実家に隣接する父親所有の申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については新設する擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、溜桝を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1－6番・河面の田、600㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、周囲の状況から、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場及び貸倉庫です。転用事業者は、美作市にお住いの71歳会社役員の男性です。現在、申請地の隣接地で害虫駆除を主な業務とする会社を営んでいますが、業務拡大のため、従業員や社用車が増えたことから駐車場が不足しているため、申請地を露天駐車場として造成し、また小規模な倉庫を建築し会社に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の擁壁と新設する擁壁により対処し、雨水排水については、敷地内に砕石を敷詰め自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1－7番・新田の田、226㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.4m程度の居宅1棟で、建蔽率は40%です。転用事業者は、新田にお住いの37歳会社員の男性です。現在、実家暮らしですが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、自宅近くの申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック及び水路等により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設け、隣接する既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新田町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1－8番・国分寺の田、1,994㎡、所有権移転の件についてです。

農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8m程度の建売住宅8棟と道路で、建蔽率は29%です。転用事業者は山北に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁及び水路を設け、雨水排水は、溜桝を通じて既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。なお、この案件につきましては、先月の定例会において、転用事業者である[]に「信用」がないとして不許可意見となり、その後不許可となった経緯がございます。今回、別事業者からの申請ですが、転用資金については全額が[]からの融資証明となっており、会社の役員として、[]の会長を名乗る[]が取締役に名を連ねています。先月の定例会でご報告しており、[]は、建売住宅を建築する意志はないととれる内容の書面を提出しており、今回、別事業者からの申請ではありますが、添付の図面等、申請内容は全く同一であること、また、資金がすべて株式会社ありきから融資されることなどから、転用目的通りに事業を行うのか検討する必要があるのではないかと考えます。

続きまして、1-9番・国分寺の田、841㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、共同住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.5m程度のアパート1棟と露天駐車場、法面で、建蔽率は24%です。転用事業者は上之町にお住まいの42歳会社役員の女性です。申請地でアパート経営をするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び既存水路があり、雨水排水は、溜桝を通じて既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。この案件についても、議案1-8と同様に、[]から許可申請がなされ、先月不許可となった経緯がありますが、今回、別事業者からの申請となっています。今回の事業者は、先月不許可となった転用事業者である[]の代表取締役を務める個人であり、資金証明も、事業資金の1,660万円のうち、1,580万円について[]から融資を受ける内容のものとなっています。議案1-8と同様に、転用目的通りに事業を行うのか検討する必要があるのではないかと考えます。

続きまして、1-10番・下田邑の畑、1,590㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天資材置場です。転用事業者は、総社にお住まいの44歳会社役員の男性です。現在、申請地に隣接する工場で鉄骨製品の加工業を営んでいますが、加工前の材料や加工後の製品の置場に苦慮していることから、申請地を露天資材置場として造成し会社に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の法面及び新設する素掘り水路により対処し、雨水排水については、敷地内の進入路部分に側溝を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社西町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-11番・東一宮の田、291㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は木造2階建て全高6.8m程度の居宅1棟です。転用事業者は、小原にお住まいの34歳会社員の男性です。現在、アパートで生活していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地に居宅を建築するため転用す

るものです。転用にあたり、境界部分については、既存のコンクリート擁壁により対処し、雨水排水については、擁壁内周に排水路及び沈殿升を設けて既存の水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-12番・東一宮の田、671㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸家住宅用地で、施設の概要は木造2階建て全高8m程度の借家2棟と露天駐車場です。転用事業者は、上之町にお住いの68歳会社役員の男性です。入居需要の多い申請地に借家を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存水路及び新設する水路により対処し、雨水排水については、溜桝を設けて既存の水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。なお、転用事業者は、先月不許可となった転用事業者である株式会社ありきの取締役を務める個人であり、9月の定例会で会長として送付のあった文書を読み上げましたが、転用目的の通りに事業を行うのか検討する必要があるのではないかと考えます。

津山地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 （ 加 茂 ）

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町小中原の田、350㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。転用事業者は、加茂町小中原にお住いの70歳電気工事業の男性です。現在、個人で電気工事業を営んでいますが、自宅の敷地内には駐車場がなく、約300m離れたところに2台分の駐車場を賃借しており、また事業拡大により資材置場が必要になったことから、自宅に隣接する申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分は既存のコンクリート擁壁及び畦畔と法面で対処し、雨水排水については、水路及び溜桝を設け既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。小中原西水路管理者から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 （ 勝 北 ）

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・新野東の畑、215㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は敷地の拡張です。転用事業者は、新野東にお住いの68歳会社員の男性です。現在借家に住んでおり、申請地に隣接する土地建物を購入することとしましたが、駐車スペースがないため、露天駐車場を造成し、既に利用されている進入路と併せて転用するものです。転用にあたり、境界部分については既存コンクリート擁壁を利用し、雨水排水については既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。久本町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。敷地の拡張であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、4-2番・原の雑種地、353㎡、使用貸借権設定の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は既存施設の拡張です。転用事業者

は、原に本社を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は自動車修理業です。現在、申請地の隣接地で経営しておりますが、工場の駐車場および進入路が足りなかったことから、増設していたものです。転用にあたり、境界部分については隣接地より低く、雨水排水については、既設の排水溝へ接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。勝北町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事務局（久米）

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・戸脇の田、1,424㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場及び進入路です。転用事業者は、桑上に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は総合建設業です。現在、上・下水道工事、建築工事及び土木工事を行っているため業務上露天資材置場が必要であり、この度、業務を拡大するため、国道に隣接し、交差点に面して利用のしやすい当申請地を露天資材置場として転用するものです。転用にあたり、境界部分には盛土により法面を作ったうえでそこに芝を張り、雨水については自然浸透とともに既存排水路に接続することにより、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。上田水利組合、小久保水利組合及び戸脇町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

議案第46号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長
事務局

はい、ありがとうございました。

失礼します。議案書に誤植がありましたので、訂正させていただきます。6ページ、1-6、1-7について、農振の欄が農振農用地になっておりますが、農振地域に修正をお願いします。また、8ページ、4-2について、こちらも農振の欄が農振農用地になっておりますが、農振地域に修正をお願いします。また4-2につきましては、渡人の職業欄が自動車修理業となっておりますが、会社役員に修正をお願いします。大変申し訳ございませんでした、以上です。

日 笠 会 長
大山 委員

はい、そういうことでお願いします。それでは、1-1からお願いします。

はい、1区大山です。1-1から1-4について説明をさせていただきます。

1-1、1-2、1-3は住宅地の真ん中にあり、問題は無いと思います。

1-4につきましては、住宅地の外れに駐車場と資材置場ということで、多少道路が狭いかなというような気もするんですが、本人さんは問題ないと言われているので、大丈夫かなと思っております。以上です。

日 笠 会 長
井 家 上 委員

はい、ありがとうございます。1-5ですが、この人は息子さんが結婚して、家を建てるということで、問題ないと思います。よろしくお願いします。次。

4番井家上です。1-6から1-9までについて説明します。

1-6につきましては露天駐車場となっておりますが、隣で事業をされており、駐車場が足りないということで、問題ないと思います。

1-7については、第1種農地になっておりますけれども、隣に住宅等もありまして、集落に隣接しているということで、間違いないと思います。

1-8、1-9ですが、先ほど事務局から説明がありましたが、前回と全く同じ場所です。場所的には問題は無いと思いますけれども、前回不許可となったものを、名義だけ変えての申請ということですので、皆さんで判断して頂けたらと思います。私では判断しかねておりますので、よろしくお願い致します。

日笠会長	森委	長	<p>はい、ありがとうございました。次は1-10。</p> <p>14番長森でございます。1-10についてご説明いたします。これは下田邑でございますけど、推進委員さんから話を聞く限り特段問題は無いということで、よろしくをお願いします。</p> <p>続きまして、1-11、東一宮についてです。これは用途区域内でありまして、事務局の説明の通り、特段問題は無いと考えておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>その下の1-12、これも東一宮で用途区域内でございまして、場所的には問題は無いものと思われませんが、受人には先ほどありましたように、問題有りかなと考えますので、皆様のご審議をお願いします。</p>
日笠	山下	委員	<p>はい、ありがとうございました。次。</p> <p>山下です。2-1ですけど、特段問題はありません。以上です。</p>
日笠	岡田	委員	<p>はい、次は勝北。</p> <p>9番岡田です。4-1について、尾島委員から問題ないということ聞いております。</p> <p>4-2について、松尾委員から問題ないということでよろしくをお願いします。</p>
日笠	太田	委員	<p>はい、では久米。</p> <p>2番太田です。5-1について、渡人から相談を受けてたんですけど、相続してから耕作が出来ないということで、保全管理をされてたんですけど、場所的にも国道429号線と美咲の亀甲へ抜けるT字路の信号のある角なんで、新しい管理方法として問題ないと思います。以上です。</p>
日笠	小串	委員	<p>はい、ありがとうございました。今事務局と地元委員からの報告がありましたが、6ページの1-8、1-9について、相談したいという事でしたが、何か意見がありますか。</p> <p>私からいいですか。意見を言わせて頂きます。今日は午前中から来まして、申請の書類全部に目を通しました。前回不許可にした案件で、例えば1-8であれば、申請者に■■■■という別の法人が出てきました。1-9であれば、■■■■が申請して不許可だったのが、今度はその代表である■■■■個人が申請者となっている。1-12はここで読み上げたので印象に残っていると思いますけど、■■■■の会長である■■■■個人が申請者となっております。まず法律の大原則を申し上げますと、人と法人とは別個です。ここにいらっしゃる皆さんは人です。ですから権利を有して義務を負担することに疑問は無いはずです。もう1つ、法律が作り上げたものとして、権利を持って義務を負担するというものが法人なんです。法人で一番わかりやすいのは会社です。会社とは営利を目的とする社団法人です。ですから原則は人と法人は別個に考える。これを忘れないでください。ですから、1-8は、■■■■で不許可になったものを別の法人で申請している。これ、原則は許可です。1-9は法人である■■■■で不許可になったものを、代表者の個人で申請している。だから原則は許可なんです。だから、1-12についても、■■■■は今まで不許可を貰っていません。あくまで個人として申請してきている。でも、ここからです。私は今までの記録を見ました。そうすると、9月12日ごろから書類を準備しています。住民票とか。なので9月10日の不許可になった直後から、準備を始めている。それから書類は前のものと同じ書類をそのまま流用しています。それからお金の流れ、造成の土地購入にもお金がかかるんですけども、1-8については■■■■が全額融資するということです。それから1-9についても、■■■■がほぼ融資すると書いてあります。■■■■はボランティアをやってるわけじゃないです。社団法人ですから、営利を目的とした法人です、金儲けなんです。それが、こうやって別の名義で申請をしてくるのはなぜか、それは利益が落ちる所が一緒だからです。■■■■の役員に■■■■がなっている。全く無関係ではないんです。それで、最終的に何が言いたいかというと、権利が認められているからといって、その権利を濫用</p>

しては駄目なんです。権利は許される範囲内で行使しないとイケない。今、農地法違反で不許可になった案件をどうやって審議するかということですけど、結局申請者の[]って言うのは、あくまでお飾りなんです。実質は[]が申請してきたのと一緒だと、で、[]の申請が権利の濫用に当たるとすれば不許可になります。で、じゃあ[]が駄目だったら代表者の個人でいけばいいじゃないかというのが権利の濫用だと、皆さんが思えば、不許可です。先ほどお話しした内容、お金が出てくるところが[]で、全部内容が同じ。不許可になった瞬間すぐ次の許可申請を出してくるこの流れ。この流れは絶対動かないんです。書類を見る限り。あとは、この[]の個人で出してきた申請をどうするのか。私個人の意見でいえば、許可にするのが一番わかりやすいかなと思います。[]個人のやつは、前回不許可になってるわけじゃありませんから。だけど、その前の2つは、いかにも不許可になったから手を変え品を変えて、簡単に許可申請を出してきている。実際、これ初めてじゃないんですよ。5月頃にも不許可があったんですよ。私は市長の不許可書が出る前に農業委員会の不許可意見が出た段階で取り下げたと思っていましたが、そのまま突っ走って市長が不許可の判断を出したんですよ。それで翌月に別の会社が許可申請をしてきたんですよ。この時の会社が[]と同じ場所にあったんですよ。この時、私は皆さんに言いました。これ法人格否認の法理というのがあって、これを使いますと言いました。議事録にも残っていると思います。今回、この[]というのは、場所が違うんですよ。これもどう判断するかですよ。ただ、2回も同じことをしている。不許可になったらすぐ翌月に同じ書類で別の業者で申請をする。この2回目というのが大きい。だから、皆さんの素朴な意見をお聞きしたいと思います。以上です。

日 笠 会 長 はい、皆さんどうですか。不許可になったから名前だけ変えて、お金は私が出しますというような内容ですけどね。

仁 木 委 員 ちょっとよろしいですか。

日 笠 会 長 はい。

仁 木 委 員 この件は[]の信用が無くなったから色々とカードを切って来ている。結局[]自体はこの先何年も事業を続けていくわけですから、今回切ったこの3つのカードで事業を遂行しなかったら、またこのカードが使えなくなるわけなんですよ。だから1つの方法としては、これを通して本当にするのかどうかを判断するのも1つの手かなと。まあ無限にカードは出てこないと思うんだけど。

日 笠 会 長 皆さんどう思うかな。

井 家 上 委 員 一回、娘さんのから名前を変えて許可にしたのがありましたよね。どうだったんですかね。

日 笠 会 長 あの手この手で名前だけ変えて出すんですけどね。

小 串 委 員 いいですか、前に許可したということも、尊重しないとイケないんですよ。なぜかという、許可申請の結果に予想がつかないとイケないから。これは許可してもらえないか、不許可になる申請かというのを予想出来ずに、回によってはこれは許可、次では不許可となっていくと、判断自体がおかしいと思われま。ただ、前の判断が不許可ということ踏まえてなかった時だったら、また別個です。昔に別の親族さんから申請があったけれども、ずっと前のことだという事なら、また判断が変わってくると思います。だけど委員の方が言われたように、とりあえず様子を見て、きちっとやっていくかどうかをしっかりと監視するというのも1つの方法かと思えます。だから色々な方法があるんです。そこは考えて下さい。農業委員として、これまで経験したことから考えればいいんです。これは駄目だということなら、駄目でよろしい。もう1回様子を見るという事なら、許可して、その後の様子をきちっと見ていくというのもあると思います。それで何度も言うように、感情ではなく、法律論で考えないとイケない。で、法律論で最後にあるのは、権利の濫用です。つまり実質的には[]がしているのと変わらない。名前だけが変わったとい

う風に思われるなら、不許可です。これを全く問題ないと思われる方はいないはず
です。そこのさじ加減をどうされるかっていうのが、非常に難しい所です。と、私
個人は思います。どういう結論にしても、それは農業委員としての経験、これが大
切です。前回、1度不許可にしたらいつまで不許可にするのかを議論しましょうと
いう話も出ました。私はずっと気になっていたんですけども、それをどの段階で
許可にするのか。色々な考え方があっていいと思います。1+1は2という結論は
ないです。先月も難しかったですけども、今回はもっと難しいと思います。

日 笠 会 長

色々な意見が出ておりますけれども、これは個人的には通して、ちゃんとするか
どうかをしっかりと監視していくというのがええと思います。出している者の名前が
変わってれば、どうもそこが難しいんですけども。1-8を監視をするという
ことで許可するというのはどうでしょうか。

仁 木 委 員

これは工事期間とかの申請も一緒に出ているんでしょう。

太 田 会 長 代 理

それは出てます。

小 串 委 員

工事期間について説明してもらえますか。

事 務 局

議案1-8につきましては、造成着手が平成30年12月1日、工事着手が平成
31年7月1日、工事完了予定が平成36年6月30日となっております。

仁 木 委 員

長いですね。

長 森 委 員

いいですか、今の話を聞きますと、造成から完成まで5年ほどあったと思うん
ですけども、恐らくその間ずっと見に行くというわけにはいかないと思うん
ですよ。見に行く事務処理もありますし、その間にどんどん他の現場も案件も出てき
ますし、どこかのマンションでもありましたけれども、僕はそちらを先に心配しま
す。確かに条件を付けて許可にするのは良いと思うんです。ただ、監視監視と言わ
れるんですけども、1年やそこらでしたら何とかかなと思うんですけども、4
年も5年も引張ったらいつの間にかほかの業者がすぐ建ててしまっても気づけ
ないと思います。今頃ではすぐ建ちますので、その辺の監視なり確認が出来るん
ですかね。

太 田 会 長 代 理

平成で言えば36年までですからね。

日 笠 会 長

造成も半年ほど取ってます。どうしたもんでしょうか。

植 本 委 員

失礼します。結局[]が信用が無いという前回の件があると思うんです。前
回の方は今どうなっているのかというのがあると思うんです。前回許可が出来ませ
んと通知を送ったので、現在こうなっていると思うんです。それと仮に不許可に
して、裁判まで向こうがするぞと言うて来ても、はい徹底的にしますよという位
の覚悟があればこれも不許可にしていきたいと思いますけど。

日 笠 会 長

名前以外は全部一緒ですからね。

植 本 委 員

全てが一緒でも、例えば2、3カ月間を置いてから出されたらもうわかりませ
んからね。

小 串 委 員

いいですか。将来的には裁判なりも考えるというのはあるんですけども、大事
なことは、これはおかしいと思えること。おかしいという感覚が自分にあるかど
うか。ここなんです。結局、こういう風にされたら許可になるんだと言われれば、
許可になるんです。私だったら、自分が露骨に代表理事になっているような会社を
噛ませません。この方はそういう方なんです。どういう風に新しい人たちが入っ
てきたかというのと、これは先月不許可になった時に、引き続き農地を移転するこ
との関係については[]の指定する者が引き継ぐという書類を作って、[]が出て
きているし、[]も出てきている。つまり、[]が指定した者が引き継ぐとい
う事で、[]の息の掛かった者を選んできている。だから出てきた者は、言っ
てみれば[]と一体なんです。という所が、書類から見える。だから裁判のことも
気になりますけど、気持ちが大切です。おかしいと思う気持ち。裁判に負けたら私
たちが責任を問われるのかといえればそれは違います。皆さんの多数決ですから。
それは置いておいて下さい。

日 笠 会 長 | どうする。

太 田 会 長 代 理 | 2箇所は不許可にしたのを名前を変えて出して来とるし、1-12は会長の名前で初めて出して来とります。どちらも微妙に違う。

仁 木 委 員 | 1-8は建売住宅で申請を出してきてますけれども、これを注文住宅でした場合に何か罰則とかはあるんですかね。不利になるような事はあるんですか。

事 務 局 | 失礼します。委員さんからのご質問なんですけれども、当然建売住宅で許可を受けた場合には建売住宅を建てる必要がありますので、売建をしていると途中でわかった場合には工事の中止命令であったり原状回復命令を出す。それに従わないとなれば告発するという流れが普通だと思います。ただ、転用事業者が[]になっていきますので、[]に対してではなく、あくまで[]に対してとなりますので、[]とは関係のない処分になります。ただし先月もご報告しましたが、[]に対しては、以前瓜生原で建売住宅で許可を取ったものが、結局売建住宅になっていたということで、現在勧告書を送付しております。これが12月15日を期限として、それまでに適正な措置を取ることと書いておりまして、何も動きが無いようであれば、原状回復命令を出すなり、告発をするということを検討することになります。ただ、現状瓜生原については、11棟全てが建築が完了しております。ただ、それが全て結局[]ではない名義となっておりますので、そこに原状回復命令を出してしまうというのは、買っている方に対して非常に不利益になるというご意見もございまして、ただ違反転用は違反転用ですので放っておくわけにもいきませんので、告発という手段しか無いのかなと協議しているところです。ただ、現在結局[]に対して勧告書を送ったことに関しては、何も動きがないことをご報告させていただきます。先程から皆さん言われているように、仁木委員さんが言われるように許可に条件をつけるのか、また今後どのようにこの方々がしていくのかを見守るということについて、事務局で出来る範囲ではありますが、建築確認申請をその都度提出させる。要するに、きちんと転用事業者の名前で建築確認を取って建築していったという事を確認していくという事は許可に際して条件付けるというのは可能だと思いますし、都市計画課で建築確認は取り扱っておりますので、そこに調査に行くという事も可能です。また、この土地について都市計画課に建築確認等が出た場合には農業委員会へ情報提供を依頼するという事も可能だと考えております。現場に大きな動きがあれば、国分寺については道からすぐ見える場所ですので、東一宮についても公民館のすぐ南側です。非常に目立つ場所ではありますので、何か目立った動きがあった際にはわかると思います。その時点で建築確認を随時確認するという事も出来ます。事務局で出来る対応については、そういったところかなと考えておりますので、ご審議をよろしく申し上げます。

日 笠 会 長 | これを、建築確認を取って厳重にきちんとせんといけんと条件をつけて許可にするか、不許可とするかしかないと思うんですが、どんなでしょうか。どっちかにはせんといけんと思います。では、1つずついきます。1-8について、今言ったような条件を付けて、建築確認を出すようにとして許可とするのか。では許可しないと思う人は挙手をお願いします。

* < 9名、挙手 >

日 笠 会 長 | それでは許可しないこととします。次、1-9について不許可の方は手を挙げて下さい。

* < 9名、挙手 >

日 笠 会 長 | 同じですな、それではこれも不許可とします。それから1-12について不許可だと思う方は挙手をして下さい。

* < 2名、挙手 >

日 笠 会 長 | では1-12については許可としてもよろしいな。

小 串 委 員 | 条件を付けることは出来ますか。

事 務 局 | 許可の条件についてはいつも五つほどあるんですけれども、その中に工事進捗状

況の報告というのがあります。そこを少し変更して、建築確認申請の写しを添付して工事の進捗状況を報告するような形にすることは可能だと考えます。

三 谷 委 員 三 谷 委 員 三 谷 委 員
 事 務 局 事 務 局 事 務 局
 太 田 会 長 代 理 太 田 会 長 代 理 太 田 会 長 代 理
 岡 田 委 員 岡 田 委 員 岡 田 委 員

ここに借家となっているのは、つまり所有権が■■■■の名前になるということですよ。

はい。

書類上は。

素人でわからないんですけど、条件付きにしてもさっき言われたように委員が変わったり事務局が変わったりすればうやむやになりそうな気がするんですけど。1-12についても同じように。

太 田 会 長 代 理 太 田 会 長 代 理
 事 務 局 事 務 局
 太 田 会 長 代 理 太 田 会 長 代 理
 事 務 局 事 務 局

条件を付けても、それが伝わっていくかどうかという事です。1-12はどうなっとんかな。

1-12は平成33年3月31日が完了予定です。

完了までの期間に制限は無かったかな。

制限は無いです。許可の条件の中に、計画通りに完了し、その後概ね3年間はその目的で利用することというのを条件として謳っております。先月お話しした■■■■の件についてはその条件に違反し、完了後直ちに他者に売却していたということで、現在勧告書を送っております。ですので、この東一宮の件についても、同じ条件が適用されますので、平成33年に借家が完成すれば、その後3年間はその通りに利用することが条件となります。会長代理から、期限が無いのかということですが、正確に言えば、工事の工程について、この転用事業に対してこんな長い工程でいいのかということも、本来であればこの場での審議事項に該当します。今回の国分寺の■■■■の建売住宅の件、平成31年から5年間かけて建築します。11棟を5年間かけて建築するというのが一般的な工事計画なのか。いやそれはあまりにも長すぎる、おかしいとなれば、おかしいという判断になります。東一宮の件についても、借家を2棟建てるのに本当に2年必要なのかということも、いや必要ないとなれば、工事自体に信用性が無いという判断もあり得ると考えておりますが、実際に何年以内に必ず完成しなさいという制限が法律上は無いことを報告させていただきます。

太 田 会 長 代 理 太 田 会 長 代 理
 大 山 委 員 大 山 委 員
 太 田 会 長 代 理 太 田 会 長 代 理
 日 笠 会 長 日 笠 会 長

建築確認を出してもらって、完成してから3年間は借家のまま使ってもらおうということです。売ったりするのはちょっと待てよと、借家のままということです。

その間で新しい申請は出来るんですかね。

新しい申請は申請でまた審議するけどな。

はい、では1-12について承認とします。それでは46号、1-8、1-9を不許可、それ以外は承認という事でよろしいか。良い方は挙手をお願いします。

*
 日 笠 会 長 日 笠 会 長

《 多数、挙手 》

はい、ではそうさせていただきます。

議案第47号非農地証明願承認について上程します。筆頭者の方、説明をお願いします。

井 家 上 委 員 井 家 上 委 員

4番井家上です。1-1なんですけれども、平成9年頃に飲食店の方が営業を始められまして、その隣が農地だったんですけども、申請をしないまま駐車場として貸してあげたというような経緯がありまして、この度しっかり直すということです。長い間駐車場にしていたという事で、土も硬くなっておりますし、畑には戻らないと判断しております。

1-2なんですけど、平成10年でしたか、大水が出まして、瓜生原地内の土手を改修されまして、その時に農業用倉庫であるとか資材置場を移転されまして、そこを申請しなかったという事ですので、非農地にさせていただきました。

1-3なんですけれども、昭和60年頃に近所の方に小屋を建てて当時貸していたそうです。この度相続をしたところ、違反が発覚したという事ですので、申請をされましたのでよろしくをお願いします。

長 森 委 員	14番長森です。まず1-4でございますけど、家が農地にかかっておりまして、先般分筆が完了しまして、申請したという事です。下の番地については完全に法面です。よろしくお願ひします。 1-5でございますけど、これは東一宮でこれも宅地になっておりまして、相続する時にかなり前からなっていたのが発覚したという事で、致し方ありません。よろしくお願ひします。
日 笠 会 長	はい、次は2-1。
山 下 委 員	加茂の2-1ですけど、議案書に書いてある通り、昭和50年頃から宅地として使っていたという事です。よろしくお願ひします。
日 笠 会 長	はい、今度は2-2。
竹 内 委 員	6番竹内です。2-2と2-3でございますが、家の前の田んぼと畑があった所を平成5年頃に埋め立てて使ってしまったという事です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございます。今、議案第47号について、地元委員さんの説明がありましたが、皆さん何かありませんか。
* 日 笠 会 長	ありません。
* 日 笠 会 長	では、賛成の方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数ということで、ありがとうございます。 議案第48号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。
事 務 局	それでは、議案第48号 農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、12ページから22ページです。12ページに集計表を載せております。 今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区14件、加茂地区10件、勝北地区24件、久米地区4件の計52件と、所有権移転によるものが勝北地区1件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 議案第48号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございます。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	では、賛成の方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第49号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）を、上程します。事務局簡単に説明して下さい。
事 務 局	それでは、議案第49号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）を説明いたします。議案書のページは、23ページから25ページです。23ページに集計表を載せております。これは、農地中間管理機構として指定された岡山県農林漁業担い手育成財団が行う農地中間管理事業による農地中間管理権の取得によるもので、25ページの一番下に書いてありますが、全ての農地の受人は岡山県農林漁業担い手育成財団です。 今回、農地中間管理権の取得をするのは、津山地区9件、加茂地区2件、久米地区2件の計15件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 議案第49号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございます。これも中間管理に預けるということで、皆さん承認いただけますか。
* 日 笠 会 長	はい。

日 笠 会 長 長 では、賛成の方は挙手をお願いします。

*
日 笠 会 長 長 < 多数、挙手 >

日 笠 会 長 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

事務局 局長 議案第50号津山市農政審議会委員の推薦について上程します。事務局説明をお願いします。

事務局 局長 はい、失礼します。議案第50号津山市農政審議会委員の推薦についてです。現在、津山市農業委員会より推薦している津山市農政審議会委員の任期が平成30年10月31日で満了となることに伴い、津山市より新たな委員の推薦について依頼があったため、新たに推薦するものです。委員の任期は平成30年11月1日から平成32年10月31日までです。ご審議をよろしくをお願いします。

太田会長代理 会長、よろしくをお願いします。皆さんもそれでよろしいか。

*
日 笠 会 長 長 よろしい。

事務局 局長 では、そうさせてもらいます。報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願います。

事務局 局長 報告第11号について説明します。議案書のページは27ページから32ページです。今回は、相続によるものが9件72筆となっております。また、1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-7につきましては現況が無断転用または、雑草繁茂の農地がありましたので、適正な手続きをとるよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。報告第11号の説明は以上です。

日 笠 会 長 長 はい、ありがとうございました。

筒塩委員 議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。

事務局 局長 17番筒塩です。議案第46号の1-12は、これは結局条件はどういうことになったんですかね。

事務局 局長 失礼します。1-12、先ほど許可意見になったものですがけれども、審議の中では条件付きでどうかという話がありました。もしよろしければこの場でどういう条件を付けるのか確認をして頂けたらと思います。事務局が先ほど申し上げたのは、進捗状況報告、工事完了報告の中で、建築確認済書、あるいは建築確認申請書の写しを添付させることなら可能かなと考えております。それでよろしければ、そうさせて頂こうと考えております。

日 笠 会 長 長 どうでしょうか、それでよろしいか。

*
事務局 局長 よろしい。

事務局 局長 失礼します。もう一点、事務局から訂正をさせて下さい。議案の10ページ、非農地証明願承認についての2-2、こちらの農振の欄が農振農用地となっておりますが、当該農地は農振除外が済んでおりますので、農振地域へ修正をお願いします。繰り返します。2-2について、農振の欄の農振農用地を農振地域へ修正をお願いします。

日 笠 会 長 長 はい、ありがとうございます。他に事務局から何かありますか。

事務局 局長 それでは、私より勧告書を送付した4件の事案と、措置の要請をした案件1件のその後の動向についてご報告いたします。

3条で取得した農地を、購入後すぐに造成していたため、平成30年8月10日付けで勧告書を送付していた八出の[]ですが、10月中には農地に復旧するとの情報提供が業者からあり、現在見守り状態です。

また、転用許可を受けることなく農地に犬小屋を設置し、度重なる指導にも応じないため、同じく平成30年8月10日付けで勧告書を送付していた皿の[]については、その後も、連絡も相談もない状態です。

先月の委員会で、[]が貸露天資材置場として転用許可を受けた農地を、造成後すぐに別事業者売却していたことをご報告し、9月19日付けで勧告書を送付した案件につきましては、その後すぐに相談があり、当初から転売の意志があったわけではなく、許可を受けた事業内容に変更があった場合に承認申請が必要である

ことは知らなかったとして、事業計画変更の手続きをとりたいとの申し出を受けております。

また、9月13日付けで勧告書を送付した[]については、先ほど審議していただいたとおり、先月不許可になった転用事業について、別事業者から申請をしましたが、勧告については現在、特に動きはありません。

最後に、4ヘクタールを超える無断転用案件であった杉宮地内の農地について、平成28年4月1日に農地法第52条の4に基づく措置の要請を岡山県知事に対して行っていた案件につきましては、農振除外の申請があり、11月の委員会において議案を上程し、審議していただく予定です。

勧告書送付の4件及び措置の要請1件の動向については以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございます。そういうことですので、指導しても返事が無い場合には、次に進むことも考えていきます。次に締切日の変更について、事務局お願いします。

事 務 局

失礼します。わたくしの方から1点、お諮りさせていただきます。平成31年度農業委員会定例会（予定）と書いてあります表をご覧ください。

来年度の定例会の日程についてですが、12月以外は10日としており、休日であれば翌開庁日とされて頂いております。4月をご覧ください、総会を予定しておりますので、委員さん全員が入るには大会議室しかありませんので、会議室の状況から、11日に変更をお願いしたいと思っております。8月をご覧ください。例年であれば13日火曜日となりますが、13日はお盆期間になりますので、9日に変更をお願いしたいと思っております。12月をご覧ください。例年は1日にしておりましたが、この時期に、全国会長大会が入る為、5日に変更をお願いしたいと思っております。

そして、その定例会に対する締切日ですが、4月2月は20日、11月12月は15日、その他の月は25日で、休日であれば翌開庁日としておりました。現在議案書と共に資料をなるべく早く送るよう努力しておりますが、しっかりとした資料を作成し、委員の皆様に必要な検討時間をとっていただくために、締切日が休日と重なる場合に前倒しにさせて頂き、前日の開庁日に締切日をもって来させて頂けたらと思っております。さらに、3月の締切日については、今まで25日を締切日としておりましたが、資料作成や人事異動による職員同士の引継ぎに非常に時間を要したこの3月の経験から、25日ではなく20日にさせて頂けたらと思っております。

これで決定して頂けましたら、市民の方へは2月の広報誌と市のHPで、行政書士会へは文書を送付することで周知したいと思います。ご検討をお願いします。

日 笠 会 長

ありがとうございました。今のように変えさせてもらいたいと思っておりますが、よろしいか。

*

日 笠 会 長

よろしい。

はい、それではそういうことでさせていただきます。

事 務 局

では事務局から次回の連絡をお願いします。

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。

次回、11月の定例委員会ですが、11月12日月曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、11月の定例委員会ですが、11月12日月曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。

運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。

事務局からの連絡は、以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。それでは定例会の議事を終了させていただきます。

太 田 会 長 代 理

失礼します。本日長時間にわたり色々な審議お疲れ様でした。また課題が残った審議もあるので、それぞれ地域のことや農地法のことを考えながら、良い意見を出

*

して頂けたらと思います。これもちまして定例会を終了させていただきます。お疲れ様でした。
お疲れ様でした。

(15:50 終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
